

個人が少額を拠出し合って相互扶助するP2P保険に関する実証

資料 1

申請者

Frich株式会社

認定日等

認定：2020年3月13日
(申請：同年2月14日)

主務大臣

内閣総理大臣（金融庁）（事業所管／規制所管）

実証目的

- ・スマートフォンやソーシャルネットワークを活用したP2P（peer to peer）保険をはじめとするInsurTechが世界的に興隆を見せ、ユニコーンベンチャーも生まれている。
- ・本件実証を通じ、個人が仲間同士で拠出金を出し合うことで、仲間同士の活動中に発生するリスクに対して備えをする、P2P保険を実現する仕組みが機能することを実証する。

実証計画（実証期間：サービスの提供開始から1年間）

- ・申請者が提供するインターネット上のシステムを活用し、個人が、SNSの友人同士によって共済グループを形成し、手軽で少額で入れる共済（怪我の治療費やネット通販の返送料を補償。10万円以下。その他、既往症のある方向けの旅行共済や特定犬種に特化したペット共済の提供も予定。）を提供。
- ・共済グループの共済メンバー数は100人以下で形成。共済オーナーは、少額短期保険業者の提供する力バー保険に加入して、共済リスクの全てを転嫁。
- ・以下の仕組みが一体として機能し、事故や不正請求の抑制を通じた保険料の減額につながることを実証。
 - ①相互承認が必要なSNSのつながりを要件とし、共済オーナーが共済メンバーの加入を承認。所属する共済メンバーは閲覧でき、SNS等の会話・交流機能がある。このため、社会的関係を築くことが可能。
 - ②共済期間は1ヶ月とし、当月に共済メンバー全員が無事故であれば、翌月の共済掛金は最大半額割引となる仕組み。無事故へのインセンティブが働く。
 - ③共済オーナー及び共済メンバーは、相互扶助について役割を果たしたかを星5つで相互に評価。規約や公序良俗に違反するような悪質なユーザーに対しては、アカウントの強制停止等の措置が可能。

課題となった規制について

サンドボックス実証を申請する背景

- 少額短期保険業とは、保険業のうち、保険期間が原則1年（損害保険は2年）以内であって、保険金額が1,000万円を超えない範囲内において政令で定める金額（保険種類に応じ、損害保険は1,000万円）以下の保険のみの引受けを行う事業をいう。（保険業法第2条第17項）
- ただし、少額短期保険業者が、引受け可能な保険から、再保険は除外されており、引き受けることが**禁止**されている。（第1条の7第4号）

新技術等関係規定に違反しないことの考え方 適用を受ける規制の特例措置

- 2020年1月24日付けで内閣総理大臣（金融庁）からFrich等に対して通知され、及び同日付で公表された、今後講ずることとなる新たな規制の特例措置（生産性向上特別措置法第15条に基づく、保険業法施行令第1条の7第4号の規定に係る規制の特例措置を定める政令、省令。内容は別紙。）の適用を受けて、本新技術等実証を実施する。
- このため、本実証において、少額短期保険業者が再保険を引き受けることは、新技術等関係規定（保険業法施行令第1条の7第4号）に違反するものではない。

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容（2020年1月24日金融庁）

- 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する認定新技術等実証実施者が、法第13条第2項に規定する認定新技術等実証計画に従って、保険契約者の総数が100人を超えない保険事業であって、その保険金額が一の保険契約者につき10万円を超えないものにおいて、当該保険事業の保険者及び保険契約者（いずれも当該認定新技術等実証実施者が法第2条第2項第1号の同意を得た者に限る。）に対し、当該認定新技術等実証計画に記載された次に掲げる新技術等（同号に規定する新技術等をいう。）を提供し、かつ、当該保険事業に係る再保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合には、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第18項に規定する少額短期保険業者（当該認定新技術等実証実施者が法第2条第2項第1号の同意を得た者に限る。）に関する保険業法施行令（平成7年政令第425号）第1条の7の規定の適用については、当該再保険契約に係る再保険（再保険金額が、1000万円を超えないものに限る。）は、同条第4号に掲げる再保険に該当しないものとみなす。
- ① 保険金の支払の請求及びその承諾その他の当該保険事業に関する意思の表示を情報システムにより行うことができること
- ② 保険料の収受及び保険金の支払（保険者の承諾があったものに限る。）の手續を情報システムにより自動的に行うことができること
- ③ 保険契約者相互の間において、保険事故の発生抑制に資するものとして以下の情報を、情報システムにより共有することができること
 - ・ 保険金の支払の実績
 - ・ 保険金の支払の実績に応じた保険料の割引率その他の保険料の割引又は割戻しに関する情報
 - ・ 保険事故の発生抑制に資する一定の人的関係を構築するための情報

(参考) 関係法令等

法律

<再保険の除外>

○保険業法

第二条 17 この法律において「**少額短期保険業**」とは、保険業のうち、保険期間が二年以内の政令で定める期間以内であって、保険金額が千万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険（**政令で定めるものを除く。**）のみの引受けを行う事業をいう。

○保険業法施行令

第一条の七 法第二条第十七項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる保険とする。

四 再保険

<保険業法の対象外となる人数>

○保険業法

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。

三 **政令で定める人数以下の者を相手方とするもの**（政令で定めるものを除く。）

○保険業法施行令

第一条の四 法第二条第一項第三号に規定する政令で定める人数は、**千人**とする。

通知

○少額短期保険業者向けの監督指針（金融庁）

III - 1 - 1 無登録等業者に係る対応 （1）

（注1）**一定の人的・社会的関係**に基づき、慶弔見舞金等の給付を行うことが社会慣行として広く一般に認められているもので、社会通念上その給付金額が妥当なものは保険業には含まれない。

上記の「**社会通念上その給付金額が妥当なもの**」とは、**10万円以下**とする。